

# 下水道事業（個別排水処理事業）経営戦略

下川町

平成30年3月

団 体 名：下川町

事 業 名：下水道事業（個別排水処理事業）

策 定 日：平成30年3月

計 画 期 間：平成30年度～平成39年度

## 1.事業概要

### (1)事業の現況

#### ①施設

供用開始年月日 (供用開始後年数)	平成9年7月30日 (21年)	法適(全部・財務)・ 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	14.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区 (下水道処理区域外)	処 理 場 数	119基 (合併浄化槽)

(平成28年度末現在)

#### ②使用料

##### ▼使用料体系の概要・考え方

用途	基本料金	備考
5人槽	2,260円	一般用20 <sup>3</sup> m相当
6・7人槽	2,480円	一般用22 <sup>3</sup> m相当
8・10人槽	2,700円	一般用24 <sup>3</sup> m相当

※上記、「基本料金」に消費税を加算(円未満切捨)

##### ▼条例上の使用料(7人槽・税込)※過去3ヵ年分を記載

平成26年度	平成27年度	平成28年度
2,678円	2,678円	2,678円

##### ▼実質的な使用料(7人槽・税込)※過去3ヵ年分を記載

平成26年度	平成27年度	平成28年度
2,678円	2,678円	2,678円

※7人槽の使用者に対して実質的に請求した使用料

#### ③組織

建設水道課内に建設・水道グループ(課内グループ数1)を設置し、道路、橋梁、公園、公営住宅、水道、下水道、個別排水処理施設、工事等設計、入札・契約等の業務を行っています。

なお、平成15年7月から機構改革に伴い水道課(水道係・下水道係)を廃止し、建設課に統合しています。

上記のうち、主に下水道業務を担当している職員数は3名であります。下水道業務のほか、水道事業、入札・契約等の業務を兼務しながら行っている状況にあります。

※個別排水処理事業で負担している職員給与費：0名分(平成29年度現在)

課 名	課長職	主幹職	主査職	担当職	計	会計負担
建設水道課	1人	1人	2人	4人	8人	0人
うち事務職	1人	1人	2人	1人	5人	0人
うち技術職	0人	0人	0人	3人	3人	0人

(平成29年4月1日現在)

## (2)民間活力の活用等

### ①民間活用の状況

#### ▼民間委託

合併処理浄化槽の保守点検及び清掃を委託しています。

## (3)経営比較分析表を活用した現状分析

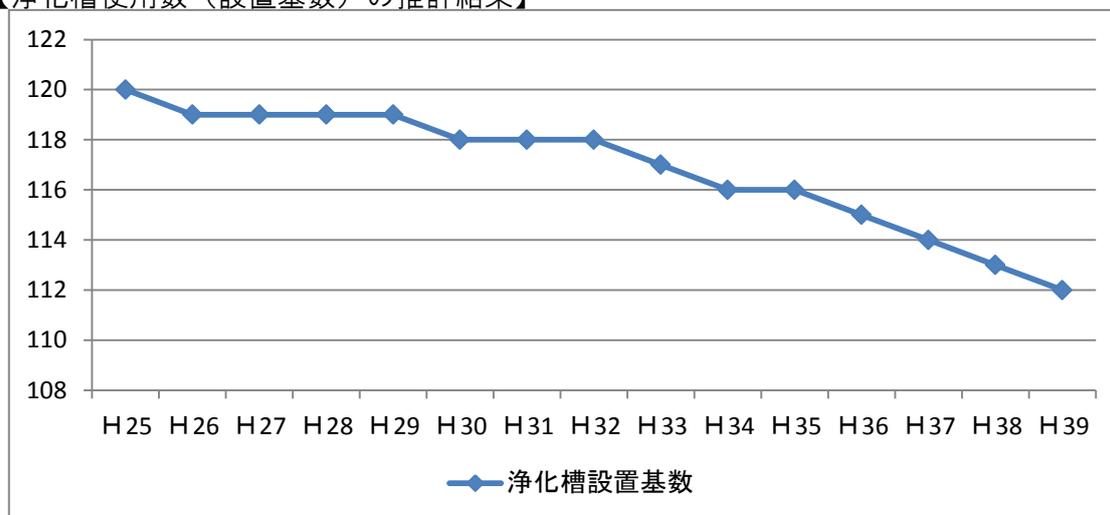
別紙のとおり

## 2.将来の事業環境

### (1)浄化槽設置基数の予測

行政区域内人口は、昭和35（1960）年の15,555人をピークに年々減少し、平成28（2016）年には3,342人となっています。将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）によると、これからも人口は減少を続け、平成52（2040）年には2,058人になると推計されています。同様に、浄化槽使用数についても減少傾向がこのまま推移していくと想定した場合、計画期間の最終年である平成39（2027）年には浄化槽使用数が112基になると推計しています。

【浄化槽使用数（設置基数）の推計結果】

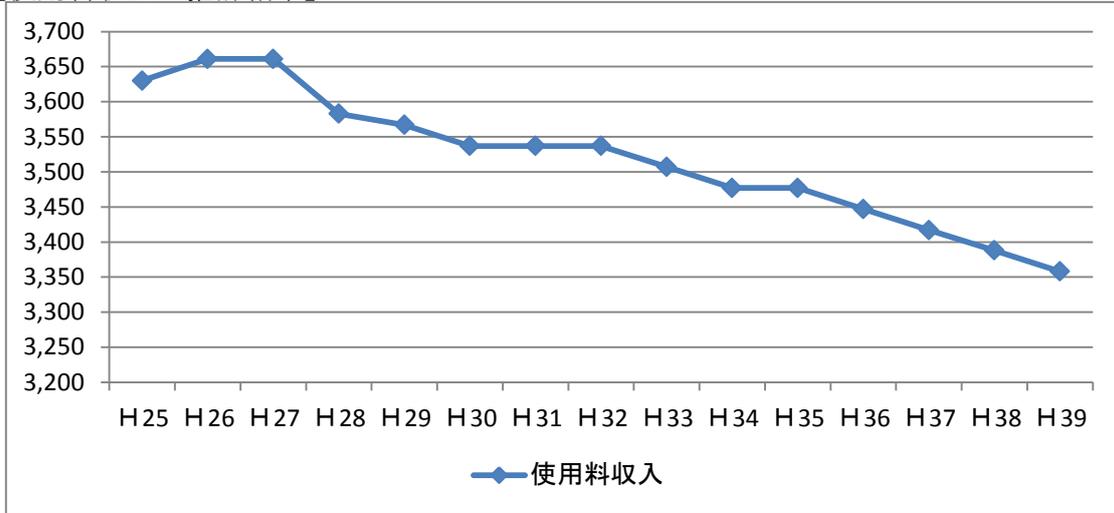


(2)使用料収入の見通し

料金収入は、人口減少などに伴い平成28年度には約3.6百万円となっています。

今後も人口減少などに伴って減少していくものと想定され、計画期間の最終年である平成39年度には料金収入が3.4百万円になると推計しています。

【使用料収入の推計結果】



(4)施設の見通し

個別排水処理事業は、平成9年7月30日に供用開始しており、平成9年度から平成18年度までの10ヵ年計画で121基の合併処理浄化槽を整備し、現在119基の維持管理を行っています。

なお、平成28年度から合併処理浄化槽の整備については、個人設置型（補助事業）に移行していることから、これまで整備した合併処理浄化槽の維持管理を適切に行ないます。

(5)組織の見通し

これまで町全体の職員数削減や機構改革に伴う建設課と水道課を統合、グループ制の導入などを行ってきました。

下水道事業を将来にわたって安定して継続させるため、現体制を維持していきます。

3.経営の基本方針

町では、総合計画の基本目標に『安全・安心で快適に暮らせるまちづくり』を掲げ、下水道事業については、快適な住民生活に必要な不可欠な重要な施設であることから、雨水・汚水を継続的に処理できるよう、下水道施設の適切な維持管理に努めてきました。

現在、平成9年度から平成18年度までの間に整備した119基（当初121基）について維持管理を行っており、今後も合併処理浄化槽の機能が維持できるよう保守点検及び清掃などを行ないながら、適切な維持管理に努めます。

また、経営状況については、一般会計からの基準外繰入金で収支の均衡を図っている状況にあることから、基準外繰入金の抑制に向けて経営の改善に努めます。

#### 4.投資・財政計画（収支計画）

##### (1)投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

##### (2)投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

###### ①収支計画のうち投資についての説明

###### ▼目 標

—

###### ▼主な投資内容

※平成28年度から個人設置型へ移行しているため、個別排水処理施設の新設はなし。  
※計画期間中に耐用年数を経過する合併処理浄化槽はないため、更新計画なし。

###### ②収支計画のうち財源についての説明

###### ▼目 標

一般会計繰入金の抑制：8.1百万円（平成28年度） ⇒ 8.0百万円（平成39年度）

###### ▼使用料の見通し・見直しに関する事項

平成28年度では約3.6百万円の使用料収入がありますが、人口減少などに伴い減少傾向にあることから、平成39年度には3.4百万円になると推計しています。

なお、使用料の見直しについては、現段階では計画期間内に料金改定をすることは計画していませんが、今後の収支状況を見ながら水道使用料に合わせて別途検討していきます。

###### ▼企業債に関する事項

平成28年度では、約70.9百万円の企業債残高となっていますが、平成28年度から個人設置型へ移行したことからも、平成39年度には約18.5百万円になると推計しています。

###### ▼繰入金に関する事項

収益的収支・資本的収支において、企業債の元利償還金に係る一般会計繰入金（基準内繰入金）のほか、収支均衡を図るための基準外繰入金を計画しています。

基準外繰入金は、赤字補てんによるものであるため、抑制に向けた経営努力をしていきます。

###### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

###### ▼修繕費に関する事項

直近の実績をもとに計画しています。

###### ▼委託費に関する事項

合併処理浄化槽の保守点検及び清掃を委託しており、継続していく計画としています。

##### (3)投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

###### ①今後の財源についての考え方・検討状況等

###### ▼料金

現段階では、計画期間内に料金改定をすることは計画していませんが、今後の収支状況を見ながら水道使用料に合わせて別途検討していきます。

#### 5.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度の進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年ごとに見直し（ローリング）を行います。

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	
		(決算)	(決算見込)												
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	9,818	9,680	10,236	9,338	9,303	9,266	9,229	9,193	9,155	9,116	9,076	9,036	
	(1)	営 業 収 益 (B)	3,583	3,567	3,537	3,537	3,537	3,507	3,477	3,477	3,447	3,417	3,388	3,358	
		ア 料 金 収 入	3,583	3,567	3,537	3,537	3,537	3,507	3,477	3,477	3,447	3,417	3,388	3,358	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
	(2)	営 業 外 収 益	6,235	6,113	6,699	5,801	5,766	5,759	5,752	5,716	5,708	5,699	5,688	5,678	
		ア 他 会 計 繰 入 金	6,235	6,113	6,699	5,801	5,766	5,759	5,752	5,716	5,708	5,699	5,688	5,678	
		イ そ の 他													
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	6,757	6,769	7,557	6,879	6,803	6,725	6,646	6,566	6,484	6,400	6,315	6,228
		(1)	営 業 費 用	5,485	5,580	6,450	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
			ア 職 員 給 与 費												
			ウ ち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	5,485	5,580	6,450	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
		(2)	営 業 外 費 用	1,272	1,189	1,107	1,029	953	875	796	716	634	550	465	378
		ア 支 払 利 息	1,272	1,189	1,107	1,029	953	875	796	716	634	550	465	378	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他													
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,061	2,911	2,679	2,459	2,500	2,541	2,583	2,627	2,671	2,716	2,761	2,808	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	1,888	1,922	1,956	1,990	2,026	2,062	2,099	2,136	2,174	2,213	2,253	2,293	
	(1)	地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	1,888	1,922	1,956	1,990	2,026	2,062	2,099	2,136	2,174	2,213	2,253	2,293	
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6)	工 事 負 担 金													
	(7)	そ の 他													
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	4,949	4,833	4,635	4,449	4,526	4,603	4,682	4,763	4,845	4,929	5,014	5,101
		(1)	建 設 改 良 費												
			ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	4,949	4,833	4,635	4,449	4,526	4,603	4,682	4,763	4,845	4,929	5,014	5,101
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,061	△ 2,911	△ 2,679	△ 2,459	△ 2,500	△ 2,541	△ 2,583	△ 2,627	△ 2,671	△ 2,716	△ 2,761	△ 2,808		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	83.9%	83.4%	84.0%	82.4%	82.1%	81.8%	81.5%	81.1%	80.8%	80.5%	80.1%	79.8%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	3,583	3,567	3,537	3,537	3,537	3,507	3,477	3,477	3,447	3,417	3,388	3,358
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	70,897	66,064	61,429	56,980	52,454	47,851	43,169	38,406	33,561	28,632	23,618	18,517

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	6,235	6,113	6,699	5,801	5,766	5,759	5,752	5,716	5,708	5,699	5,688	5,678
うち基準内繰入金	4,333	4,100	3,786	3,488	3,453	3,416	3,379	3,343	3,305	3,266	3,226	3,186
うち基準外繰入金	1,902	2,013	2,913	2,313	2,313	2,343	2,373	2,373	2,403	2,433	2,462	2,492
資 本 的 収 支 分	1,888	1,922	1,956	1,990	2,026	2,062	2,099	2,136	2,174	2,213	2,253	2,293
うち基準内繰入金	1,888	1,922	1,956	1,990	2,026	2,062	2,099	2,136	2,174	2,213	2,253	2,293
うち基準外繰入金												
合 計	8,123	8,035	8,655	7,791	7,792	7,821	7,851	7,852	7,882	7,912	7,941	7,971

# 経営比較分析表（平成28年度決算）

北海道 下川町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	9.37	100.00	2,440

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,355	644.20	5.21
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
313	0.22	1,422.73

**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成28年度全国平均

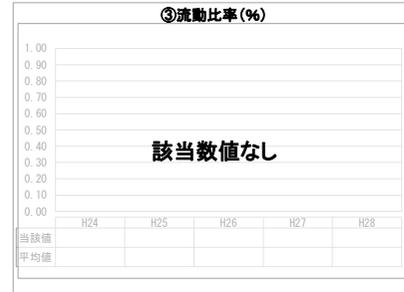
## 1. 経営の健全性・効率性



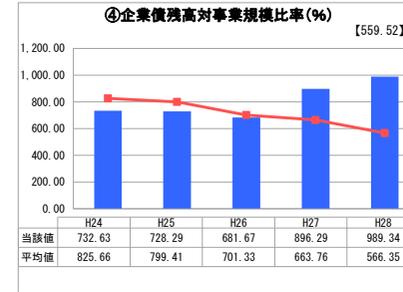
「単年度の収支」



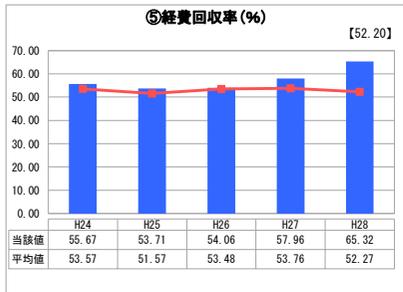
「累積欠損」



「支払能力」



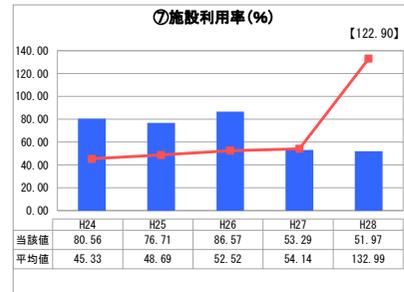
「債務残高」



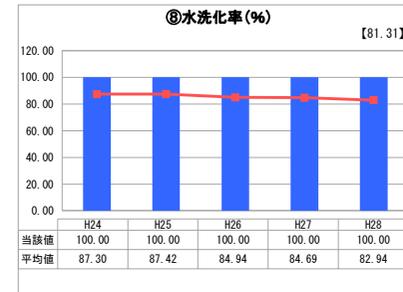
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

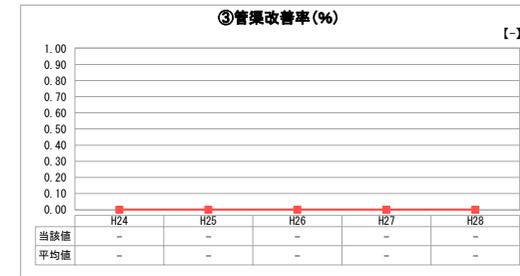
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、100%以上で単年度の収支が黒字であることを示しており、当該値は100%未満であることから、使用料の見直しに向けた検討が必要です。  
 ②累積欠損金比率は、当該値なしです。  
 ③流動比率は、当該値なしです。  
 ④企業債残高対事業規模比率は、料金収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標であり、類似団体平均値を上回っていることから、使用料の見直しに向けた検討が必要です。  
 ⑤経費回収率は、100%以上で汚水処理に係る費用が使用料収入で賄えていることを示しており、類似団体平均値を上回っていますが、経費回収率が100%未満であることから、使用料の見直しに向けた検討が必要です。  
 ⑥汚水処理原価は、有収水量1㎡あたり、どれだけの費用がかかっているかを表す指標であり、類似団体平均値よりも下回っていますが、今後も経費の削減に向けた取り組みが必要です。  
 ⑦施設利用率は、一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標ですが、施設整備が完了しているため、今後の改築時において、適正規模に向けた検討を行う必要があります。  
 ⑧水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表した指標であり、水洗化率は100%となっています。

### 2. 老朽化の状況について

該当なし

### 全体総括

本町の個別排水処理は、公共下水道処理区域外において、下水道と同じように快適で衛生的な生活環境を普及させるため、平成9年度から平成18年度までの10年間で町が各家庭に個別排水処理施設（合併処理浄化槽）を整備してきました。  
 普及率を向上させるため、平成8年に供用開始した下水道と同水準の低廉な料金水準としてきており、今後、下水道の料金収入の見直しに合わせて、料金収入の見直しに向けた検討を行っていく必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。